

指 宿 の 教 育

指 宿 市 教 育 大 綱

第 2 期 指 宿 市 教 育 振 興 基 本 計 画 (前 期 計 画)



指 宿 市
指 宿 市 教 育 委 員 会

指宿市民憲章

九州最大の湖池田湖が中心に位置する私たちの指宿市は
秀麗な開聞岳に見守られ天然の良港山川港や肥沃な大地からの
恵みを受けながら営みを続けてきた出湯いでゆの郷さとです
私たちは敬愛する先人からの教えを引き継ぎ明るい未来を
「指」し示し幸せが「宿」る『世界に誇れる指宿市』をつくるため
ここに五つの誓いをたてます

- 豊かな資源と美しい環境を大切にし
心安らぐまちをつくります
- 郷土の産業を育みもてなしの心と温泉で
活力あるまちをつくります
- 一人ひとりが健やかで豊かな心を醸成できる
食と健康のまちをつくります
- 希望に満ちた子どもたちを愛育し誇りある
ふるさと故郷の歴史と文化の香り漂うまちをつくります
- 地域の絆きずなを大切にし感謝と思いやりのある
明るいまちをつくります

平成21年3月30日制定

はじめに

近年、我が国は、グローバル化や技術革新の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来、厳しい財政環境など、大きく変動しつつあり、これまで有効に機能していた社会保障制度や医療制度、金融・財政などのシステムが、十分に機能しなくなっており、将来に対する不透明感、不安感が増幅しつつあります。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本市においても、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、高等学校の活性化、学校規模の適正化や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくりなど取り組むべき課題があります。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では、本市の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成23年2月に「指宿市教育振興基本計画（前期計画：平成23年度～平成27年度）」を、平成28年3月に同後期計画（平成28年度～令和2年度）」を策定し、その計画に基づき、総合的かつ計画的に取組を進めてきました。

この間、国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、国の第2期教育振興基本計画において掲げた、「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。また、県においては、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第3期計画の内容を参酌し、これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえながら、平成31年2月に、第3期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しています。

本市においては、こうした国・県の取組や、平成28年度から令和7年度までのまちづくりの進むべき方向性を具体的に示した「第二次指宿市総合振興計画」と、本年度で最終年度を迎える「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」の取組の成果と課題を踏まえながら、「指宿市教育大綱」を見直すとともに、令和3年度から令和7年度までの「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」を策定し、「指宿の教育」として1冊にまとめました。

この計画では、引き続き基本理念に「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」の育成を目指すことを示すとともに、その実現に向け、本市が取り組む重点的な8つの施策について教育大綱に盛り込み、それに基づく内容を具体的に体系化しました。

今後、市教育委員会においては、この計画に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

令和3年3月

指宿市
指宿市教育委員会

目 次

指 宿 の 教 育

☆ 指宿市の教育	1
☆ 指宿市教育大綱	2
☆ 施策の重点事項	3

第 2 期指宿市教育振興基本計画（前期計画）

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	4
2 計画の基本的な考え方	4

第 2 章 本市の教育の現況

1 児童生徒の学力及び体力	5
2 生徒指導	6
(1) 基本的生活習慣の確立	6
(2) いじめ問題への対応	6
(3) 不登校の児童生徒への対応	6
3 保健・安全	7
4 特別支援教育	7
5 幼児教育	8
6 児童生徒数の変化	8
7 生涯学習の推進	9
8 スポーツの振興	9

第 3 章 目指す教育の姿

第 4 章 今後 5 年間に計画的に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点	12
2 本市教育施策の方向性	13
3 具体的施策の展開	15

Ⅰ お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

① 道德教育の充実	16
② 生徒指導の充実	17
③ 人権教育の充実	19
④ 交流・体験活動の充実	20
⑤ 子ども読書活動の推進	21
⑥ 文化活動の推進	23
⑦ 食育の推進	24
⑧ 体力・運動能力の向上	26
⑨ 健康教育の充実	27

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

① 確かな学力の向上	28
② 特別支援教育の推進	30
③ キャリア教育の推進	31
④ 幼児教育の充実	32
⑤ 郷土教育の推進	33
⑥ 教育の情報化の推進	34

⑦ 社会の変化に対応した教育の推進	
(ア) 環境教育	35
(イ) 福祉教育・ボランティア活動	36
(ウ) 国際理解教育	37
(エ) 消費者教育・金融教育	38
(オ) 主権者教育	39
III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	
① 開かれた学校づくり	40
② 学校運営の充実	41
③ 市立高等学校の活性化	42
④ 教職員の資質向上	43
⑤ 安全・安心な学校づくり	44
⑥ 学校規模の適正化と教育環境の整備・充実	45
IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	
① 地域ぐるみでの子どもの育成	46
② 地域を支える次世代の人づくり	47
③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	48
④ 家庭の教育力の向上	49
V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
① 生涯学習環境の充実	50
② 生涯スポーツの推進	51
③ 競技スポーツの推進	52
④ 文化芸術活動の促進	53
⑤ 地域文化の継承・発展	54
⑥ 文化財の保存・活用	55
第5章 施策の計画的推進のために	
1 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働	56
2 関係機関・関係団体等との連携・協力	56
3 県・国との連携・協力	56
4 計画の進行管理	56
【用語解説】	57

指宿市の教育

第二次指宿市総合振興計画の基本目標である「郷土を愛し未来を拓く
こころ豊かな人材を育むまち」を実現するため、教育の基本理念や取組の
視点、施策の方向性と重点事項などを示した指宿市教育大綱を見直し、今
後5年間（令和3年度～令和7年度）に取り組む施策を第2期指宿市教育
振興基本計画（前期計画）に位置付けて推進します。

第二次指宿市総合振興計画

豊かな資源が織りなす食と健幸のまち

【基本目標】

- ① 利便性に優れた快適なまち
- ② みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち
- ③ 資源と産業が融合し湯遊と暮らせるまち
- ④ すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち
- ⑤ 郷土を愛し未来を拓くこころ豊かな人材を育むまち
- ⑥ 市民と行政が協働で創る活気あふれるまち
- ⑦ 市民とともに行政改革を進めるまち

指宿の教育

指宿市教育大綱

【基本理念】

心の豊かさや生きがいを求める活力ある
指宿市の教育と文化の創造

教育施策の方向性

- I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
- III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
- IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
- V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

第3期国の教育振興基本計画

第2期指宿市
教育振興基本計画（前期計画）

第3期県の教育振興基本計画

指宿市教育大綱

基本理念

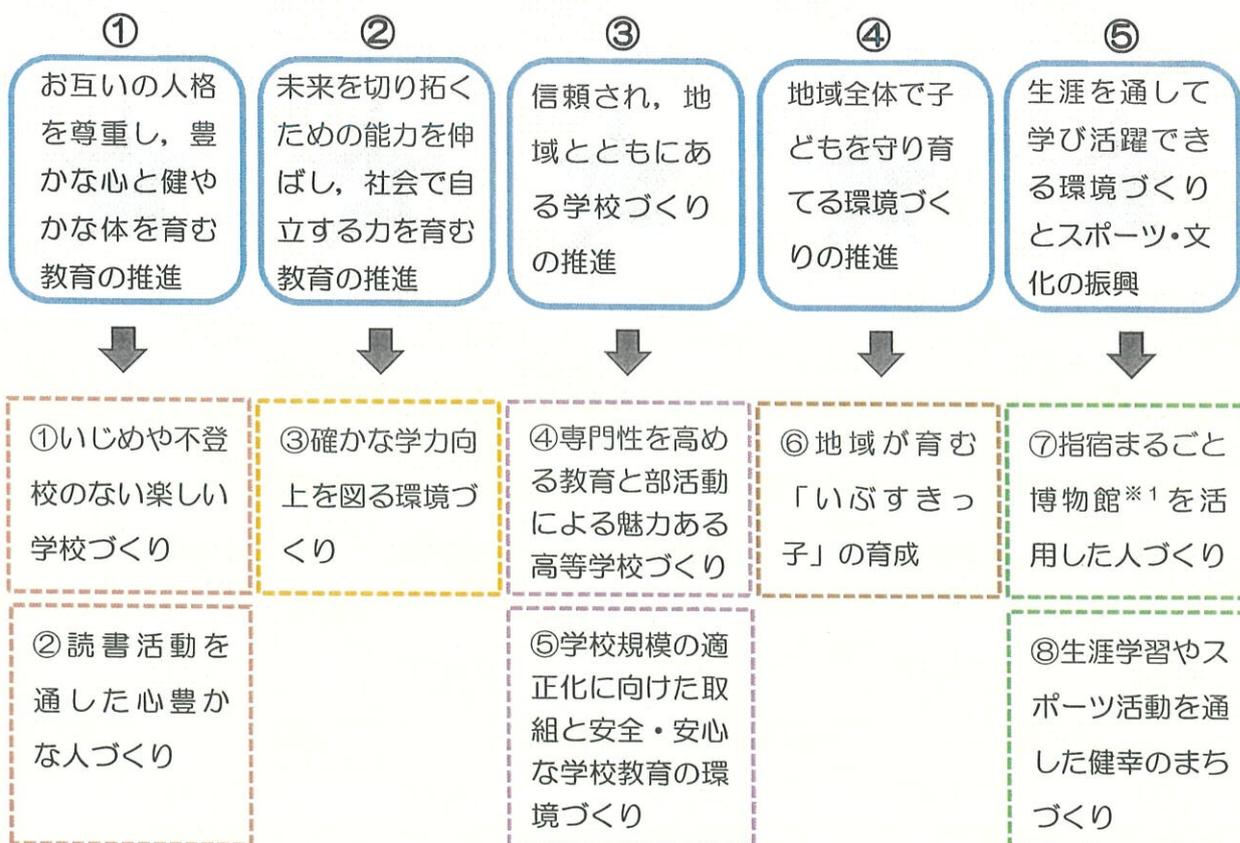
「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」

- 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民

取組の視点

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- 3 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働
- 4 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承
- 5 学校規模の適正化と安全安心な教育環境の推進

施策の方向性と重点事項



施策の重点事項

1 いじめや不登校のない楽しい学校づくり

学校・家庭・地域・関係機関等の連携を促進するとともに、教員の生徒指導力の向上に努め、不登校や問題行動等の未然防止、早期解決に努めます。

- ◆教育相談員、スクールカウンセラー^{※2}等の積極的な活用
- ◆適応指導教室^{※3}を相談窓口として活用

2 読書活動を通じた心豊かな人づくり

市民の多様なニーズに対応するとともに、充実した読書環境を提供し、心豊かな人づくりを推進します。また、学校・家庭・校区・図書館が連携して、子どもの読書活動を積極的に推進します。

- ◆子ども司書養成講座の受講者を活用した子ども読書活動の推進
- ◆「家庭でのおよこ一冊読書」、「1日20分程度の読書」の推進

3 確かな学力向上を図る環境づくり

児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業の充実や、家庭学習と連動した指導法の改善を図るとともに、家庭学習の方法を見直しながら習慣化を図ります。

- ◆指導主事派遣や「いぶすきの授業ポイント10」^{※4}を活用した課題に応じた指導
- ◆公開授業、研究授業及び相互授業参観等による指導力の向上

4 専門性を高める教育と部活動による魅力ある高等学校づくり

特色ある教育課程の編成と実施に努め、地域に信頼され、魅力ある学校づくりを推進するとともに、基礎学力の向上、専門性の育成、部活動の活性化を図ります。

- ◆「株式会社指商」^{※6}と地元企業等とが連携した実学によるビジネス活動の推進
- ◆部活動活性化のための環境整備や「指宿市スポーツ・文化振興基金」の活用
- ◆社会や経済の変化を見据え、地域創生や観光、AIに対応するための知識技術を学ぶための学科改編の推進

5 学校規模の適正化に向けた取組と安全・安心な学校教育の環境づくり

未来を拓く心豊かな子供たちを育成していくために、「指宿市望ましい学校づくり基本方針」、「指宿市学校施設長寿命化計画」などに基づき、学校規模の適正化や学校教育の環境づくりの推進に努めます。

- ◆学校規模の適正化の推進
- ◆老朽化が進んでいる学校施設の環境整備

6 地域が育む「いぶすきっ子」の育成

子どもたちが郷土に愛情と誇りを持ち、心豊かに育つよう、地域・学校・家庭が連携を深めながら、地域の教育力を発揮し、青少年の健全育成に努めます。

- ◆市子ども会育成連絡協議会や市ジュニア・リーダークラブ支援による将来を担う若者の育成
- ◆地域における有志指導者としての青少年育成推進員の育成
- ◆地域学校協働活動^{※5}の積極的な推進による青少年の育成

7 指宿まるごと博物館^{※1}を活用した人づくり

地域で守られてきた自然や文化財、郷土芸能等を保存しつつ、郷土教育の素材として更なる活用を図ります。

- ◆「指宿まるごと博物館」の素材を活用した情報発信
- ◆郷土芸能・伝統行事の発表機会の提供

8 生涯学習やスポーツ活動を通じた健幸のまちづくり

市民が生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」学び合え、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりに努めます。

- ◆中央・校区公民館、図書館及び博物館の利用しやすい環境整備
- ◆「市民一人1スポーツ」を推進した健幸のまちづくり
- ◆社会教育団体の育成支援

第2期指宿市教育振興基本計画

(前期計画)

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

指宿市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画及び県の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の活性化と発展に向け、総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示した「第二次指宿市総合振興計画」を踏まえ、平成23年2月に平成23年度から平成27年度までの5年間に取り組む施策を示した「指宿市教育振興基本計画（前期計画）」を、平成28年3月に平成28年度から令和2年度までの5年間に取り組む施策を示した「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」を策定しました。

この計画に基づいて、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働し、相互の力を結集して、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、高等学校の活性化、学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくりなど、本市の取り組むべき課題の解決や、新しい時代に対応した教育の推進に向けて取り組んできました。

国においては、第2期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、2030年以降の社会を展望した教育政策について、5つの基本的な方針を定めた第3期「教育振興基本計画」を、平成30年6月に策定しました。

また、県においては、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第3期計画の内容を参酌し、平成31年2月に、第3期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

市教育委員会においては、このような国・県の動向や現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また、第1期指宿市教育振興基本計画による取組の成果と課題を踏まえながら、中長期的展望に立って引き続き本市の実情に応じた教育行政を推進するため、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」を策定しました。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、令和3年度以降の10年後を見据えた本市教育の目指す姿を示すとともに、その実現に向けて、令和3年度からの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示します。

計画の体系は、「計画策定の趣旨」、「本市の教育の現況」、「目指す教育の姿」、「今後5年間に計画的に取り組む施策」、「施策の計画的推進のために」とし、特に、子どもたちの有する能力を伸ばし、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことに重点を置いた計画とします

第2章 本市の教育の現況

1 児童生徒の学力及び体力

学校教育では、教育の理念を踏まえ、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」の調和を重視し、「生き抜く力」の育成に努めています。

本市小中学校児童生徒の学力については、国が全校を対象に実施している全国学力・学習状況調査（しつぱ調査）や、県が全校を対象に実施している鹿児島学習定着度調査（小学校第5学年、中学校第1学年・第2学年）において、基礎的な内容及びそれを活用する内容について不十分であるとの結果が得られています。

令和元年度鹿児島学習定着度調査では、ほとんどの学年・教科において県平均を下回っていますが、平成30年度と比較するとほとんどの学年で県平均との差は縮小しています。

令和元年度全国学力・学習状況調査では、小学校は、ほぼ県平均と同等の結果となり改善の傾向が見られますが、中学校は全ての教科で県平均を下回る結果となっています。

教員の指導力向上に向け授業改善に係る研修を深める必要があります。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や家庭学習と連動した授業づくりなど、学校・家庭・地域が一体となった学力向上への取組が課題となっています。

児童生徒の体力・運動能力については、近年、生活環境の変化による運動量や屋外で体を動かす機会の減少により、本市でも体力の二極化への対応が課題となっています。また、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、本市の児童生徒の体力・運動能力は、全国や県と比較して低い状況にあり、特に上体起こし、長座体前屈、反復横とびの強化が必要です。子どもの体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものであり、体力・運動能力の向上は本市における重要な課題です。

これらの課題解決のためには、家庭や地域と連携して、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣化の育成を図る必要があります。また、学校では、運動への興味・関心を一層高める取組を充実させ、体づくり運動等を取り入れることにより運動量を確保する授業づくりを進めるとともに、「一校一運動」や「チャレンジかごしま」^{※10}、「一家庭一運動」への積極的な取組により、体力・運動能力の向上を図ることが重要です。

2 生徒指導

生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。そのために、問題行動等への対応だけでなく、日々の教育活動において、「児童生徒に自己存在感を与えること」、「共感的な人間関係を育成すること」など道徳教育等の充実を図りながら取り組んでいます。

なお、生徒指導上の課題への取組としては、次の3点があげられます。

(1) 基本的生活習慣の確立

児童生徒が心身ともに健やかに育っていくためには、家庭と連携しながら基本的な生活習慣の確立を図っていく必要があります。令和元年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙と学力の相関をみると、「朝食を毎日食べている」、「毎日同じくらいの時刻に寝ている（起きている）」等の基本的な生活習慣に係る質問に肯定的に回答した児童生徒の方が、教科の正答率が高い傾向が見られます。家庭と連携しながら望ましい生活習慣を確立していくことは、学力の向上にもつながっているといえます。

食生活の乱れやネット依存等による児童生徒の生活習慣の乱れは、健康維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすことがあります。

児童生徒が心身ともに健やかに育っていくためには、市PTA連合会と連携し、「家庭学習60・90運動」^{※26}や「早寝早起き朝ごはん」^{※27}などの取組を推進し、適切な生活習慣を確立していく必要があります。

(2) いじめ問題への対応

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、すべての児童生徒に関係する問題です。いじめ防止等の対策はすべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「指宿市いじめ防止基本方針」を基に、指宿市立の小中学校及び高等学校でいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

(3) 不登校の児童生徒への対応

年間30日以上欠席した不登校の児童生徒数が、本市では毎年40人前後で推移しています。不登校の主な理由としては、無気力、不安などの情緒的混乱、友人関係が多いですが、複数の理由が絡み合っているケースもあります。

不登校児童生徒等への対応としては、未然防止と不登校の早期解決・対応の観点から取り組んでいます。

未然防止については、各学校において、児童生徒にとって安心できる居場所となるように、人間関係づくりや学級づくりを充実させています。小中学校に配置している教育相談員や、スクールカウンセラー^{※2}を積極的に活用し、児童生徒に寄り添った教育相談を行い、悩み相談や学校生活への適応のための指導を充実させています。

不登校の早期解決・対応については、各学校において、欠席の初期段階での家庭訪問や教育相談など、時機を捉えた支援を継続させるとともに、欠席が続く児童生徒には、一人一人の個別支援計画を作成させ、全校体制で不登校の早期解決・解消を図るよう指導しています。

また、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー^{※28}を学校・家庭に派遣し、家族関係や家庭生活の改善を図ることで、登校につなげています。

3 保健・安全

児童生徒の健康の保持増進を図る上で重要な学校と家庭との連携や、地域の医療機関との協力関係の確立を図り、生活習慣の乱れやアレルギー疾患、感染症等に対する不安などの多様な健康課題に適切に対応するための施策を推進して、学校保健の充実及び学校保健を推進するための保健組織活動の充実を図ることが重要です。

児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校・家庭・地域との連携による食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育に取り組む体制づくりを推進しています。

食育については、市内のすべての小中学校で食に関する指導計画を作成し、栄養教諭が食に関する指導を行っています。

学校給食においては、毎年1月に「学校給食週間」を設定し、地場産物を活用した給食を提供するとともに、学校の計画に基づき、生産者・調理員・栄養教諭による食に関する指導と交流給食を実施しています。

また、地場産物の積極的な活用を推進するため、毎月19日の「食育の日」を含む前後に「指宿『旬』野菜の日」を設けて、地元産の旬の食材を活用した給食を提供しています。さらに、各学校で6月の「食育月間」や19日の「食育の日」に、食に関する取組を実践しています。

安全・安心な学校づくりのために、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、家庭や地域と連携して安全教育や防災教育の充実を図ることが求められています。そのための方策として、学校安全計画や危機管理マニュアル、安全マップ等を有効に活用した教育活動を推進するとともに、児童生徒安全推進会議を中心として、交通事故・水難事故防止、不審者・声かけ事案への対応、通学路の安全点検の充実を図っています。

また、家庭や地域の関係機関・団体等と連携して、子どもの安全を見守る体制を整備し、学校教育活動全体を通じた計画的かつ組織的な交通安全教育や防犯教育を推進しています。

学校施設においては、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急の避難場所としての役割も果たすことから、施設の老朽化やトイレの洋式化などへの対応に加え、安全対策は万全を期す必要があります。

建物構造体の耐震化を図るだけでなく、地震時における照明器具、天井材やバスケットゴールなどの非構造部材^{*22}の落下防止対策も、引き続き取り組む必要があります。

4 特別支援教育^{*11}

国において、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進方策が提言され、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。

本市においては、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加傾向にあることから、これらの児童生徒に対する正しい理解・認識と円滑な就学手続の推進を図るとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進しています。

また、福祉等の関係機関との連携や個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用により、就学前から学校卒業後までの一貫した切れ目ない支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員の配置、市教育支援委員会の充実、指宿市地域自立支援協議会（こども支援部会）や県立指宿養護学校等との連携を図っています。

5 幼児教育

幼児期から学齢期に至るまでの教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。しかしながら、核家族化や少子化、就労形態の多様化など社会環境が大きく変化している現代においては、保護者が子育てに対する不安を感じ、家庭における教育力の低下が指摘されています。また、預かり保育の推進や幼稚園における子育て支援など、幼児教育に対する様々な要望も強くなっています。

これらのことを受けて、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身に付ける幼児教育の重要性を深く認識し、特別支援教育^{※11}のネットワークを生かしながら、家庭や保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、地域等が連携し、豊かな感性を持った幼児の育成に努めています。

6 児童生徒数の変化

少子化は本市においても顕著な傾向を見せており、令和2年度における本市の小中学校の状況は、小学校で12校中9校、中学校ではすべての学校が、標準的な学級の基準である12学級を下回る小規模の学校となっています。

児童生徒数の推移

(単位：人)

学校名	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
指宿小学校		279	295	298	291	288	290	282	274	254	240
魚見小学校		107	100	105	104	111	107	106	103	94	94
柳田小学校		389	395	399	395	398	388	405	390	382	383
丹波小学校		525	519	534	533	522	541	532	541	510	522
今和泉小学校		82	82	78	80	87	82	81	84	74	69
池田小学校		42	42	38	35	31	32	27	24	29	27
山川小学校		69	71	69	72	66	(新) 山川小学校				
大成小学校		255	246	247	249	250	360	340	326	314	282
徳光小学校		65	63	63	64	55					
利永小学校		19	19	17	15	17					
開聞小学校		165	162	150	143	138	131	124	124	121	111
川尻小学校		52	52	47	48	46	43	41	40	37	34
児童数		2,049	2,046	2,045	2,029	2,009	1,974	1,938	1,906	1,815	1,762
北指宿中学校		309	306	305	293	292	298	301	302	309	297
南指宿中学校		342	356	346	334	335	341	338	345	373	372
西指宿中学校		80	73	65	51	56	62	69	70	60	52
山川中学校		199	202	194	189	186	208	212	204	190	186
開聞中学校		133	131	123	103	104	100	96	98	92	96
生徒数		1,063	1,068	1,033	970	973	1,009	1,016	1,019	1,024	1,003

※令和2年度までは、各年の5月1日現在の人数

※令和3年度以降は、令和2年5月1日現在の人数(見込み)

7 生涯学習の推進

現在、少子高齢化や核家族化、情報化、科学技術の進歩など、社会環境が大きく変化しています。

また、余暇時間の増大と生活水準の向上に伴い、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさを求める声が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心も高まっています。

本市では教育基本法第3条（生涯学習の理念）^{*29}の規定を踏まえ、これまで中央・校区公民館や市立図書館、博物館、市民会館等を生涯学習の拠点とし、生涯学習講座をはじめ、公民館講座やひとづくり講座、「いぶ好き『ふるさと学』講座^{*30}」等を開設してきました。

今後も、市民のニーズを的確に把握し、より多くの市民がそれぞれのライフステージに応じた学習活動に取り組めるような環境づくりを進め、「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられるよう生涯学習社会の実現を目指し、市民一人一人が生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、市民と行政が一体となり、生涯学習推進体制の充実を図る必要があります。

また、中央・校区公民館や市立図書館、博物館など、既存施設の連携を強め、更なる利用促進を図るとともに、指導者の育成や地域資源の発掘・活用などに努め、市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

さらに、自発的に学び・企画し・実践する市民の育成を図るため、子ども会育成連絡協議会やPTA連合会、青年団、地域女性団体連絡協議会などの社会教育団体に対して効果的な指導助言や支援を行いながら、団体の機能強化を推進していく必要があります。

8 スポーツの振興

余暇時間の増大や健康志向の高まり、生きがいを求める市民の増加を背景に、スポーツ・レクリエーション活動に関心を持つ市民が増えています。また、スポーツは健康の保持増進のほか、生きがいづくりや仲間同士のふれあい・交流を深めることができるものであり、明るく豊かで活力に満ちた生活を送る上で大変重要なものになっています。

スポーツの果たす役割を十分に発揮するためには、市民のライフステージに応じた環境を整え、生涯にわたり、あらゆる機会とあらゆる場所において、気軽にスポーツに親しむことができるよう施策を展開する必要があります。

このような状況の中、本市では、市民体育祭や市駅伝競走大会など、市民参加型のイベントを開催し、市民の体力・健康づくりと親睦の場を提供しています。

さらに、総合型地域スポーツクラブ等を核に、子どもから高齢者まで、生涯にわたって幅広い年代の人たちが、それぞれのライフスタイルに応じて、種目にとらわれず、自分の体力や年齢にあったスポーツをいつでも・どこでも・だれでも・いつまでも楽しむことができる環境を整備しています。

また、市体育協会や市スポーツ少年団等を支援し、競技力の向上や普及啓発に努めています。

第3章 目指す教育の姿

基本理念:「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」

- 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民
- 伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民

市の発展の礎は、郷土の未来を担う青少年の育成にあります。

そのため、青少年が変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校・家庭・地域が役割分担をこれまで以上に自覚し、それぞれが連携して、地域全体で心豊かで健やかな青少年を育てていくことが重要です。

これまで、それぞれの地域で育まれた良き教育的風土を大切にしながら「まちづくりは人づくり」という信念や、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という気風の確立に努めながら、青少年育成の各種事業を实践し、園児・児童・生徒が楽しく安心して学べる環境の整備・充実に努めてきました。

本市では、これらの教育的資源を活用しながら、平成23年2月に第1期指宿市教育振興基本計画を策定し、今後の本市の教育を進めるに当たっての基本理念を「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」、目指す市民像を「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民」、「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」と設定し、第二次指宿市総合振興計画の教育文化の基本目標である「郷土を愛し未来を拓くこころ豊かな人材を育むまち」を実現するため、取組を進めてきました。

これらの基本理念及び目指す市民像を引き継ぎつつ、社会状況やこれまでの取組の実績や課題等を踏まえながら、本市教育の取組における視点や施策の方向性を設定し、具体的な施策を体系化することとします。

- 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民

子どもたちは、「未来からの預かりもの」であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることから、その価値を尊重するとともに、自立した存在として生涯にわたる成長を支える必要があります。

複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことなどが求められています。

子どもたち一人一人がこれからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、十分な知識・技能、それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、これらの基になる主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の「真の学ぶ力」(学力の3要素)を身に付けることが必要となります。また、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指そうとする意欲、態度を育成することが大切です。

また、子どもたちは、社会生活を送る上で、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神などを身に付ける必要があります。

特に、本市の子どもたちには、自己肯定感・自己有用感^{※31}を高めていくことが必要です。

さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力とともに、心身の健康づくりに必要な知識、習慣を育成する必要があります。

○ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民

グローバル化^{※32}の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決できる能力や、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要です。

このためには、円滑なコミュニケーションを図るための英語教育の強化に努めるとともに、世界の多様な文化の中で自他の違いを尊重し合うために、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。

また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むこともますます必要となってきます。

少子高齢化・過疎化が急速に進行する本市では、地域づくりの担い手の減少や地域の活力の衰退などが予想され、今後、一人一人が、地域社会の課題を自分自身のものとして捉え、積極的に行動することが求められています。

互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが国づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要があります。

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

第二次指宿市総合振興計画の教育文化の基本目標である「郷土^{ふるさと}を愛し未来^{あす}を拓く^{ひら}ところ豊かな人材を育むまち」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切に作る心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

一人一人の夢の実現に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化^{※32}や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICT^{※15}を活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

(3) 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通した様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育^{※33}・キャリア教育^{※12}への協力、企業等としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランス^{※34}の確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

学校・家庭・地域・企業等それぞれの本市教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材などの教育的資源も豊富であり、また、地域全体で子どもたちを育てるといふ伝統的な地域の教育力も残っています。

これらの有効活用や未来への継承を図ります。

(5) 学校規模の適正化と安全安心な教育環境の推進

学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であります。

児童生徒の減少により、いくつかの学校で一定の集団規模が確保されていない現状や、将来の人口推計を踏まえて、学校規模の適正化に関する協議を行い、小中学校の望ましい学校づくりを推進します。

また、学校施設等については、快適な教育環境を確保するため、学校設備の整備充実や計画的な施設修繕を行うとともに、大規模改造を実施するなど施設整備に努めます。

2 本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を次の5点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなどの、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、「特別の教科 道徳」をはじめ各教科等、学校教育活動全体の中で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜き未来を切り拓くためには知識及び技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養かんようを図ることが重要です。

そこで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を推進するとともに、子どもたち一人一人が、伝統や文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じた特別支援教育^{*11}を推進します。

1 本市教育の取組における視点

2 本市教育施策の方向性

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育目標を達成するためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められます。

信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

また、これまで策定した「指宿市望ましい学校環境整備計画」や「指宿市望ましい学校づくり基本方針」をもとに、喫緊の課題である学校規模の適正化について取り組みます。

Ⅳ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興において、地域が担う役割は大きいものがあります。

「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、本市には、子どもを地域で育てるという風土が現在でも残っています。

今後も、青少年育成団体と連携し、伝統行事や地域行事において体験活動やボランティア活動ができる機会を提供したり、スクールガード^{*35}や学校応援団^{*23}等による登下校の見守りなどのボランティア活動を行ったりするなど、子どもを地域で育てる温かい環境づくりを促進します。

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う「地域学校協働活動」^{*5}を推進し、地域人材育成、地域の教育力向上、地域住民の生きがいづくりや地域の活性化を促進します。

Ⅴ 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学び、その成果を適切に生かし活躍できることは豊かな人生を送ることにもつながります。

このため、生涯学習施設の充実や、人材育成を担う社会教育団体の機能強化を図るための育成支援に取り組む必要があります。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

また、文化芸術活動は、ふるさとの理解や豊かな感性の^{なごみ}涵養に必要なものであることから、地域の郷土芸能や伝統行事を守り育てるとともに、様々な芸術に親しむ機会を設けます。

さらに、文化財の保存と活用については、市民や地域の団体を主体とし、「指宿まるごと博物館^{*1}構想」に基づき推進します。

3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 交流・体験活動の充実
- ⑤ 子ども読書活動の推進
- ⑥ 文化活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の向上
- ② 特別支援教育^{*11}の推進
- ③ キャリア教育^{*12}の推進
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 郷土教育の推進
- ⑥ 教育の情報化の推進
- ⑦ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動
 - (ウ) 国際理解教育
 - (エ) 消費者教育・金融教育
 - (オ) 主権者教育^{*20}

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 市立高等学校の活性化
- ④ 教職員の資質向上
- ⑤ 安全・安心な学校づくり
- ⑥ 学校規模の適正化と教育環境の整備・充実

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域ぐるみでの子どもの育成
- ② 地域を支える次世代の人づくり
- ③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ④ 家庭の教育力の向上

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進
- ⑤ 地域文化の継承・発展
- ⑥ 文化財の保存・活用

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

I-① 道徳教育の充実

【1 現状と課題】

- 近年、規範意識の低下やいじめの未然防止、早期解決の必要性が指摘されています。そのために、基本的な生活習慣の確立や善悪の判断など、社会生活を送る上で人間として持つべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や思いやりの心を育てる指導を一層充実させることが重要です。
- 学習指導要領では、伝統と文化を尊重し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するために「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体で推進する道徳教育が重視されています。
- 「特別の教科 道徳」の授業を充実させるために、校内体制の整備や指導方法の工夫、道徳教育の評価について工夫・改善していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 豊かな心を育むために、全教育活動の中で道徳教育を推進し、児童生徒の道徳的価値の自覚化を図り、道徳性を高める道徳教育の充実に努めます。
- 児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえ、教育活動全体で発達段階に応じた道徳教育の充実に努めるとともに、教員の道徳教育の指導力及び評価に係る能力の向上に努めます。
- いじめ問題への対応や「考え、議論する道徳」の実現のために、教材の開発や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に努めます。また、家庭や地域との連携を深め、社会全体で取組が進められるように努めます。

【3 主な取組】

- 道徳教育の全体計画（別葉を含む）や年間指導計画の見直しと作成を行い、道徳教育推進のための校内体制の整備を図ります。
- 「特別の教科 道徳」において「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- 「特別の教科 道徳」の授業を充実させるために、多様で効果的な指導方法の工夫を行い、評価の方法について研究や実践を進めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道徳」と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実に努めます。
- 児童生徒の実態に応じて道徳的価値の重点化を図るとともに、特に豊かな自然、伝統・文化、地域の人材を活用するなど、郷土を愛する態度を養うように努めます。

1-② 生徒指導の充実

【1 現状と課題】

- 「平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本市の不登校児童生徒の出現率は、小学校が全国・県より高く、中学校でもあまり改善しているとはいえません。そのため、学校・家庭・関係機関が連携を図りながら、実効性のある具体的な取組が必要となっています。
- いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることや「一件でも多く発見し、一件でも多く解決する」という基本的認識に立ち対応することが必要です。そこで、各学校に設置している学校いじめ防止等の対策のための組織の活性化を進めていかなければなりません。
- インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育^{*17}が必要となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒指導に関する教職員の危機意識の高揚を図るとともに、教職員の生徒指導力の向上に努めます。
- 教育相談アンケートや学校適応状況を把握するための質問紙などのアセスメントツール^{*36}を活用し、問題行動等の早期発見に努めます。
- 学校の生徒指導体制が確立され、全教職員が一体となり、様々な生徒指導上の問題に対して、組織的に対応しているかを確認します。
- 教育相談員、適応指導教室^{*3}（なのはな教室）指導員、スクールカウンセラー^{*2}等の配置により、総合的な相談体制が行われるように適応指導教室を相談窓口としていきます。
- ICT^{*15}等を活用した不登校児童生徒の学習を支援するための環境づくりに努めます。
- 学校・家庭・地域・関係機関等の連携を促進します。
- SNS^{*37}を巡るトラブル等のインターネット上における問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラルに関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 生徒指導に関する研修内容の充実を図り、不登校や問題行動等の未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の生徒指導力の向上及び資質向上に取り組めます。
- いじめに関するアンケートやアセスメントツールの一つである「学校楽しいーと」^{*38}を活用し、いじめの早期発見に努めます。
- 学校が、児童生徒にとって安心できる居場所となるように、人間関係づくりや学級づくりの更なる充実、不登校のサインを早期に発見するためのチェックリストの活用、問題のサインを見逃さない日常の健康観察の確実な実施など、具体的な取組を進めます。
- 担任等による教育相談の充実を図るとともに、小中学校に配置している教育相談員や、小中学校に県から配置されるスクールカウンセラーを積極的に活用し、児童生徒に寄り添った教育相談を行い、悩み相談や学校生活への適応のための指導を更に充実させます。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- 社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー^{※28}を学校・家庭・地域に派遣し、家庭環境の改善を図ることで、不登校児童生徒の登校につなげます。
- 適応指導教室^{※3}を、スクールカウンセラー^{※2}や地域福祉課、民生委員などの関係機関とつなぐ窓口として活用し、より充実した支援を行います。
- 市PTA連合会と連携を深めながら、情報を活用するための判断力や心構えを身に付けさせる情報モラル教育^{※17}の充実を図ります。
- 家庭と学校が連携を図り、フィルタリング^{※39}の設定や家庭内のルールの策定を推進するなど、SNS^{※37}を巡るトラブル等のインターネット上の問題行動への対応の強化を図ります。

1-③ 人権教育の充実

【1 現状と課題】

- 人権教育は、すべての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。そのため、人権教育について、すべての学校において校内研修に位置付け、教職員一人一人がその深い理解に努めています。
- 人権教育啓発については、これまでも様々な取組が行われ、人々の人権意識は高まりつつありますが、DV^{*40}やいじめ、児童虐待などの生命に危険を及ぼす事件やインターネット等による誹謗中傷、セクシュアルハラスメント^{*41}など、表面化しにくい人権侵害等の新たな課題も発生しています。また、性的マイノリティ^{*42}への社会的関心の高まりや部落差別^{*43}の解消の推進に関する法律をはじめとする差別解消に係る三法が施行されるなど、人権を取り巻く環境が大きく変化してきています。
これらの課題解決に向けて、学校・家庭・地域・関係機関等が連携しながら、確実に対応していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。
- 学校・家庭・地域において、同和教育をはじめとする人権教育の充実に努め、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を行います。
- 学校における全教育活動の中で、児童生徒の人権感覚を高め、人権やあらゆる差別等に対する正しい理解と認識を深めるように努めます。
- 各種研修等を通して、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組みます。

【3 主な取組】

- 学校経営方針や人権教育の全体計画・年間指導計画等を見直し、新たな人権課題に対応した人権教育の充実に努めます。
- 家庭や地域と連携し、ボランティア活動や社会体験活動、高齢者の方々との交流などの豊かな体験の機会の充実に努めます。
- 人権擁護機関等と連携し、人権教室の実施等を通して、差別に対する理解と、相手の立場で考えることができる感性豊かな人間形成を目指した人権教育及び人権啓発活動を推進します。
- 各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた取組を推進するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重の精神の高揚に努めます。
- 学校において、様々な人権課題に関する研修の充実や人権教育資料の活用により、教職員の人権意識の高揚と資質の向上に努めます。
- 学校・家庭・地域等が緊密な連携により、積極的に人権教育の充実に努めます。

1-④ 交流・体験活動の充実

【1 現状と課題】

- 社会環境の大きな変化に伴い、児童生徒を取り巻く生活のあり方が大きく変化し、家庭や地域で直接的な体験から知識を得られる機会が減少しつつあります。
- 児童生徒が豊かな人間性や社会性を育むためには、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、様々な体験活動を充実させていくことが重要です。
- 本市は、温暖な気候や豊かな自然、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を有しており、「指宿まるごと博物館」^{*1}の取組をはじめ、各学校では各教科や「いぶ好き『ふるさと学』」^{*7}等において、農業・水産業体験や自然体験、社会体験などの多様な体験活動を行っています。

【2 これからの施策の方向性】

- 様々な自然体験等の交流・体験活動を通して、児童生徒一人一人が自己有用感^{*31}や達成感を持つことができるよう活動の充実を図ります。
- 本市の恵まれた自然や文化、教育的風土を生かし、小中一貫教育等において地域住民や他校の児童生徒等の交流・体験活動の機会の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校では「いぶ好き『ふるさと学』」等の中で、地域住民や他校の児童生徒等との交流・体験活動を実施します。
- 家庭・地域・関係機関との連携を図り、農業や水産業等の体験活動をはじめ、地域等における高齢者との交流活動、姉妹都市などの子どもたちとの交流活動、地域での清掃活動や職場体験学習など、様々な体験活動の充実に努めます。

1-⑤ 子ども読書活動の推進

【1 現状と課題】

- すべての小中学校で朝読書に取り組み、児童生徒の読書量は増加傾向にありますが、学年段階や、小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて本を読まなくなる傾向にあります。また、読書の質についても一層高めていく必要があります。
- 本市では指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・校区・市立図書館が連携して、読書活動に取り組んできました。今後、その成果を基盤として、引き続き、司書教諭や学校図書館事務職員の資質向上と読書活動の推進を図る必要があります。
- 学校図書館の蔵書数の拡充など、適切な図書環境を整える必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・校区・市立図書館がより一層連携して、それぞれ独自の読書活動の積極的な推進に努めます。
- 司書教諭や学校図書館事務職員の資質向上を図り、読書に親しむ態度を育成するための取組や、学校図書館等を活用した読書活動を推進します。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学習情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。
- 読書に親しむ機会の提供と環境づくりの充実に努めます。
- 市立図書館と学校の連携、学校と保護者の連携及び保育園・幼稚園との連携に努めるなど読書環境の整備を推進します。
- 市及び市立図書館が学校や地域子ども会と連携を図りながら読書推進体制の整備を推進します。
- 学校図書館事務職員の適正な配置に努め、講習・研修への参加を勧めながら人材の育成や活用に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校においては、朝の読書活動、保護者・ボランティア・学校図書館事務職員・児童生徒等による読み聞かせ、読書週間におけるイベントなど地域や家庭と連携し、発達の段階に応じた読書活動の推進に努めます。
- 各学校においては、貸出目標冊数を設定したり、学級文庫や学年文庫の充実に努めたりすることで、自ら読書に親しむ児童生徒の育成に努めます。
- 各教科との関連を図り、学習や生活に役立つ本や資料を見つけ課題を解決したり、多くの本に触れ、読書の幅を広げたりすることができるように学校図書館を利用した学習に努めます。
- 子ども司書^{※8}養成講座において、魅力あふれるプログラムを実施し、読書推進のリーダー育成に努めるとともに、各学校において、子ども司書養成講座の受講者の活用を図り、子どもの読書活動の推進に努めます。

- 各学校において、読み聞かせボランティアや図書館職員による読み聞かせ等、多彩な読書活動の推進を図り、市立図書館と連携しながら、学習情報センターとしての学校図書館の充実と学校内の読書環境の整備に努めます。
- 公民館活動や家庭教育学級において、読書活動を中心とする活動の推進を図ります。
- 子ども読書活動推進計画を推進します。
- 読書活動を指導の重点として位置付け、年間読書指導計画、学校図書館活用計画を作成して実施します。また、司書教諭・学校図書館事務職員等の研修、業務の支援を行うなど学校における読書活動の推進に努めます。
- 夏季休業中の読書指導に関する指導法の研修会や学校図書館事務職員部会等の充実を図り、司書教諭及び学校図書館事務職員の資質の向上を図ります。
- 読書推進体制の整備に努めます。
- 「家庭でのおよこ一冊読書」、「1日20分程度の読書」を推進し、読書の習慣を身に付けられるように努めます。
- 3～4か月の乳児健診時に絵本リストの配布や、子どもたちに対する推薦本のリストの作成など、家庭における読書活動の推進を図ります。
- 保育園や幼稚園での読書活動、児童館その他の公共施設での読書活動、一坪図書館^{※44}や自治公民館を中心とした読書活動など地域における読書活動の推進を図ります。
- ボランティア等の育成、研修事業の実施、自主的な活動の支援など地域の力を生かした読書活動の推進を図ります。
- 地域子ども会活動での読書活動に努めます。
- 子どもの読書を推進するための児童サービスや中高校生を対象としたヤングアダルトサービス^{※45}に努めるなど、市立図書館における読書活動の推進に努めます。
- 「子ども読書の日」^{※46}等を中心とした広報啓発を推進し、実践化を図ります。
- 図書館だより等啓発事業の実施、図書館行事等の実施、ホームページや広報紙の活用などによる啓発や広報に努めます。
- 学校図書館の蔵書冊数が図書標準を満たすように整備し、各分野のバランスのとれた図書購入に努めます。

Ⅰ-⑥ 文化活動の推進

【1 現状と課題】

- 国際社会で活躍する人材を育成するためには、我が国と郷土の伝統や文化を尊重する態度を養う教育を充実させることが必要です。
また、豊かな心や感性，創造性，感動する心などを育成するためには，子どもの文化活動推進を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 郷土の文化や地域の伝統芸能等を継承していくために，学校における文化芸術活動や伝統文化についての理解を深める教育の充実を図り，地域と連携した体験活動を通して，継承することの楽しさや必要性などを学び取らせます。
- 子どもが，学校や地域等において文化芸術に触れる機会を拡充するなど，文化芸術に関する教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ，各教科等において我が国の伝統文化の理解に係る取組を推進します。
- 各学校における芸術鑑賞会等の開催を通して，子どもたちが，優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動などに参加できる機会の拡充に努めます。
- 図画・作文コンクール等への参加の奨励や時遊館COCCOはしむれ，市立図書館等で開催される企画展等の観覧促進に努めます。
- 土曜授業や学校行事等において，地域の郷土芸能・伝統行事の体験や鑑賞の機会の拡充に努めます。

1-⑦ 食育の推進

【1 現状と課題】

- 児童生徒が生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためにも、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における食育を更に推進することが必要です。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭による食に関する指導の充実や給食だよりを活用した食育の推進に取り組んでいます。
- 学校給食では、安心・安全でおいしい給食を提供するため、旬の地場産物や農畜産物等の活用に努めていますが、食育の観点から、更に地場産物の積極的な活用を推進していくことが必要です。
- 家族で囲む食事の機会の減少や不規則な食事、朝食の欠食などによる食習慣の乱れが、肥満や生活習慣病等の増加等につながっています。
- 若い世代で欠食が習慣化している状態にあるため、小中学生の頃から朝食をしっかりと食べるよう働きかける必要があります。そのためにも、「孤食」^{*47}を減らし、「共食」^{*48}を増やしていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒が生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためにも、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における食育を更に推進します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実と栄養教諭を活用した学校全体での組織的な食育の推進を図るとともに、学校給食においては、より一層地場産物の積極的な活用を推進します。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、食物アレルギー対応の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 小中9年間を見通した食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成し、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解や習得に努めます。
- 栄養教諭による学校での食育に関する指導を通して、食の安全性、重要性の理解を深め、児童生徒の生活習慣病等の予防に努めます。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、農業体験活動や水産業体験活動等を通じた食育を推進します。
- 市学校給食担当者会を開催し、学校における食育を効果的に推進します。
- 地場産物を活用した給食を提供する「学校給食週間」等において、生産者・調理員・栄養教諭による食に関する授業と交流給食を実施します。

- 給食だよりなどにより、食への関心を高めるとともに、食文化などの理解を深める食育を行います。
- 給食献立の「指宿『旬』野菜の日」の取組を通して、旬の地場産物を使った行事食や郷土料理を提供します。
- より一層地場産物の積極的な活用を推進するため、地元業者を優先した食材の購入に努めます。
- 学校給食での安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するため、関係機関との連携を図ります。
- 学校代表、給食センター職員、栄養教諭等で構成する献立検討委員会を通じて、安心・安全でおいしい給食づくりに努めます。
- 食物アレルギーを有する児童生徒については、保護者、学校、学校給食センターとの3者面談を実施し、給食センターで定める対応可能な食品について、アレルゲンを除去した給食又は代替食を提供します。
- 家庭や学校へ食生活や栄養についての情報提供を行うとともに、食事バランスガイドの普及に努めます。
- 家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図る「共食」^{*48}の大切さについて、普及・啓発に努めます。

1-⑧ 体力・運動能力の向上

【1 現状と課題】

- 体力向上は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものですが、生活環境の変化による運動量や屋外で体を動かす機会の減少により、児童生徒の体力の二極化への対応が課題です。
- 児童生徒の体力・運動能力は、全国や県と比較して低い状況にあり、特に上体起こし、長座体前屈、反復横とびの強化が必要です。
- 運動への興味・関心を一層高める取組を充実させ、体づくり運動等を取り入れることにより運動量を確保する授業づくりを進めるとともに、「一校一運動」や「チャレンジかごしま」^{*10}、「一家庭一運動」への積極的な取組を通して、体力・運動能力の向上を図ることが重要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- 体力・運動能力調査等の結果の活用や小中連携した取組により、体力向上の取組を推進します。
- 教員の指導力の向上を図るとともに、地域人材を活用して学校体育を充実します。
- 生涯にわたって健康を保持増進し、体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点から、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。

【3 主な取組】

- 教科体育において運動への興味・関心を一層高める取組を充実させ、体力向上に関する意識の高揚を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会や運動量を確保する授業づくりを推進します。
- 小中連携して体力・運動能力調査等の結果や体力ナビ^{*9}の効果的な活用を図るとともに、体力向上に関する全体計画を見直し、課題解決のための取組を推進します。
- 学校全体で「一校一運動」や「チャレンジかごしま」、「一家庭一運動」に積極的に取り組み、体力・運動能力の向上を図ります。
- 体力向上推進校の指定や体育に関する校内研修会・実技研修会を開催し、教員の指導力の向上を図ります。
- コミュニティスポーツクラブ^{*49}等への参加を促進し、学校・家庭・地域が連携して、休日等を利用した運動の機会・場の設定に努めます。
- 「部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、生徒がスポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう、運動部活動の充実に努めます。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

1-⑨ 健康教育の充実

【1 現状と課題】

- 近年、不登校や基本的な生活習慣の未確立、感染症の対応、アレルギー性疾患の増加など、児童生徒の心や健康に関する課題が多様化しています。
- 子どもたちの心身の調和のとれた発達を促すため、性や薬物、がん等について正しい知識を身に付けさせるとともに、自身の健康について関心を持ち、適切に行動選択できる資質や能力を身に付けさせることが重要です。
- 学校保健計画に基づいて学校保健の充実を図るとともに、関係機関と連携した薬物乱用防止教室の実施や歯・口腔の健康づくりを推進することが必要です。
- 多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体での取組や学校・家庭・地域・関係機関等との連携が重要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校と家庭との連携や地域の医療機関との協力関係を確立し、生活習慣の乱れやアレルギー疾患、感染症等に対する不安などの多様な健康課題に適切に対応するための施策を推進して、学校保健の充実及び学校保健を推進するための保健組織活動の充実を図ります。
- 健康教育に関する諸計画や体制の整備・見直しを図り、児童生徒・教職員・保護者に対して、健康に関する正しい知識の普及啓発を一層進めるとともに、専門機関と連携した取組を推進します。

【3 主な取組】

- 食物アレルギーなどの健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応や歯・口腔の健康づくり等について、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、関係組織が円滑に機能するよう学校保健の取組を推進します。
- 小中9年間を見通した学校保健計画を整備し、健康の保持増進に関する指導の充実を図るとともに、学校保健委員会や市学校保健会等の関係組織の機能を高める体制の整備を図ります。
- 性の問題行動や薬物乱用、がん教育など児童生徒の健康課題の解決を図るために、家庭・関係機関等との連携強化を促進するとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- 警察や薬剤師等の外部の専門家を招いて、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- 地域の実態を踏まえた学校保健の取組を推進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、保健センター等の関係機関との連携を深めます。
- 児童生徒、教職員等がインフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症などの感染症について正しく理解し、感染予防や人権に配慮した正しい行動をとることができるよう、家庭や関係機関と連携を図り、健康教育の一層の充実に努めます。

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

Ⅱ-① 確かな学力の向上

【1 現状と課題】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後も基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る必要があります。
- 令和元年度鹿児島学習定着度調査の結果によると、本市においては改善傾向が見られますが「基礎・基本」と「思考・表現」の定着は不十分であると言えます。令和元年度全国学力・学習状況調査においても、知識・技能、思考力・判断力・表現力について定着が不十分であると言えます。また、家庭学習でも、宿題以外の自主的な学習への取組が不十分な状況があり、今後、小中学校がさらに連携を図り、より一層の学力向上の充実を図っていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学力向上へ向けた取組を一層推進するために、研究授業を通して家庭学習と連動した指導法の改善を図ります。
- 小中一貫教育部会を通して、小中学校の連携・協力を図りながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善に努めます。
- 知識・技能の確実な定着や活用力の育成のために、校内研修・相互授業参観等を通して言語活動の充実を図った授業づくりに努めます。
- PTAと連携して、家庭学習の方法を見直しながらその習慣化を図ります。
- 学校応援団^{※23}や放課後子ども教室^{※25}と連携して、個に応じた補充指導の学習支援を図ります。
- 小中一貫教育推進による9年間を通した小中学校における英語教育の充実を図ります。
- 土曜授業における効果的なカリキュラムを開発して、土曜授業の充実を図ります。
- 指宿商業高等学校においては、基礎・基本を大切に、生徒一人一人の個性・適性・能力を重視し、ビジネスに関する専門教育を行い、バランスのとれた人材の育成を図ります。
- ICTや音声翻訳機等を活用し、帰国・外国人児童生徒が安心して学習できる環境づくりに努めます。

【3 主な取組】

- 授業を通じた校内研修の充実を図り、指導主事の派遣や「いぶすきの授業ポイント10」^{※4}を活用し、課題に応じた具体的な指導を行い、教員一人一人の授業力の向上及び学校の確かな研究の推進を図ります。
- 小中一貫教育部会での研究授業等や研究協力校の公開授業への参加を通して研究成果を共有することで小中一貫教育を充実させながら指導力の向上を図ります。

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

- 夏季休業中の研修会において、本市の課題を踏まえた授業実践発表や講話等を通して、市内全小中学校の教職員一人一人が本市の課題を把握し、改善の方向性や具体策を共通理解し、実践化につなげます。
- 不登校児童生徒への学力保障や学校応援団^{※23}、放課後子ども教室^{※25}による補充学習の支援に努めます。
- 「かごしま学力向上支援Webシステム」^{※50}等の利用促進や、「家庭学習 60・90 運動」^{※26}、「家庭学習強調週間」の取組を推進します。
- 外部人材活用等による特色あるカリキュラムを設定し、効果的な教育活動を推進します。
- 指宿商業高等学校においては、専門教科の深化及び普通教科の学力向上を図ります。さらには、特色ある教育活動を通して、社会に求められる人材の育成を図るとともに、上級資格の取得者数の増加を目指した取組の充実を図ります。

また、基礎・基本の定着を大切にした学習指導や個に応じた進路指導を適切に行い、進路決定率 100%を目標とした魅力ある学校づくりを推進して生徒確保に努めます。

II-② 特別支援教育^{※1}の推進

【1 現状と課題】

- 国において、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進方策が提言され、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。
- 関係機関との連携や個別の指導計画、個別の教育支援計画等の作成・活用により、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図ることが必要です。
- 本市においては、特別支援学級に在籍する児童生徒は、年々増加傾向にあります。小中学校では特別支援教育に関する校内委員会の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーター^{※51}の指名や特別支援教育支援員の配置により、障害のある児童生徒への支援体制が整備されつつあります。しかし、きめ細かな支援の充実や関係機関と連携した具体的な支援のあり方が今後の課題です。

【2 これからの施策の方向性】

- 障害のある児童生徒に対する正しい理解・認識と円滑な就学手続の推進を図るとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進します。
- 各関係機関との連携を密に行い、就学前から学校卒業後までの一貫した切れ目ない支援体制の整備を図ります。
- 本市の特別支援教育のセンター的な役割を担う県立指宿養護学校との連携に努めます。特に、巡回相談を効果的に活用し、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ります。

【3 主な取組】

- 学校間連携を通して、障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画、個別の教育支援計画等の作成・活用を促進するとともに、特別支援教育コーディネーターの資質の向上や校内支援体制の整備・充実を図ります。
- 特別支援教育に関する校内委員会の充実を図るとともに、県立指宿養護学校や保健センター等の関係機関との連携を深めながら、市教育支援委員会における適切な就学指導を推進します。
- 学校の実態を踏まえて特別支援教育支援員の配置を行うとともに、効果的な活用を図ります。
- 市特別支援教育コーディネーター研修会や市特別支援教育支援員研修会など、各種研修会等の機会を通して、教員等の指導力の向上を図ります。

II-③ キャリア教育^{※12}の推進

【1 現状と課題】

- 小学校では、地域の事業所を訪問し、直接話を聞くことで職業への理解を深めています。
- 中学校では、職場体験学習を通してキャリア教育を充実させています。
- 高等学校では、職場体験学習や「株式会社指商」^{※6}の運営を通してキャリア教育を充実させています。
- 児童生徒一人一人が、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を身に付けることができるように、教育活動をキャリア教育の視点（課題対応能力、人間関係形成能力、自己理解能力、キャリアプランニング能力^{※52}）でつないでいくことができる教育を行う必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各教科、「特別の教科 道徳」、総合的な学習の時間等をキャリア教育の視点で関連付けるように見直しを進めます。
- 教職員にキャリア教育の意義と必要性を十分理解させるための研修を充実させます。
- 勤労観・職業観等を育成するため、事業所や商工会議所などの関係機関との連携強化を図ります。

【3 主な取組】

- 小学校からのキャリア教育の必要性を認識させるため、学校内外の研修の推進を図ります。
- 各学校において、キャリア教育に関連の深い教科等を基に全体計画を作成するように指導します。
- 学校及び地域の企業、関係機関との連携を図り、キャリア・スタート・ウィーク（職場体験学習）の充実を図ります。
- 体験活動では、事前・事後指導と直前・直後指導との指導目的を区別して指導します。
- 中学校において、生徒会活動や委員会・係活動など、役割や立場で責任を果たす日常の活動の積み上げにより、教育活動を通じたキャリア教育を推進します。
- 児童生徒がキャリア教育に係る活動を記録し蓄積する「キャリア・パスポート」^{※13}の効果的な活用に努めます。
- 指宿商業高等学校においては、「株式会社指商」の取組や「指商デパート」の開催、職場体験学習を通して、地域に学び地域とともに生きる心や感謝の心を育み、望ましい勤労観や職業観を養います。

II-④ 幼児教育の充実

【1 現状と課題】

- 幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足や小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されている中、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、より一層の充実が求められています。
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年度から施行され、各幼児教育施設では改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。
- 核家族化や少子化、情報化など、社会状況が変化する中で、保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 幼稚園や保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）がそれぞれの特色ある幼児教育を実施できるように、関係機関との連絡を密にし、幼児教育の向上に努めます。
- 幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図ります。

【3 主な取組】

- 幼児教育の充実を図るため、家庭や地域、関係機関等との連携強化に努めます。
- 小学校や幼稚園等との合同研修会を開催し、連携を図りながら、適切な就学指導に努めます。
- 子どもの発達段階や学びの連続性を踏まえ、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流や教員の情報交換、小学校におけるスタートカリキュラム^{*14}（幼児期と児童期をつなぐ教育課程）の充実を図り、小学校入学当初においては複数の教科を関連させたり、弾力的な時間割を設定したりするなどの工夫に努めます。

II-⑤ 郷土教育の推進

【1 現状と課題】

- 郷土の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を郷土教育の推進を通して育成していく必要があります。
- 郷土の歴史や文化を学ぶことで、ふるさと指宿に誇りを持ち、「指宿」の発展に尽くそうとする子どもたちを育成する必要があります。
- 観光立国推進基本法や観光立県かごしま県民条例などにおいて、観光の振興に寄与する人材の育成が掲げられています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能の体験や郷土の歴史に関する学習、農業体験、先人の業績や生き方について学ぶ活動等の充実を図り、地域のよさを再確認し、将来にわたってふるさと指宿の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- ふるさと指宿に誇りを持ち、未来を担う子どもたちを育成するために、教職員が指宿の文化、歴史、伝統等について理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土についての教養を高め、指導力の向上を図ります。

【3 主な取組】

- 各学校において、小中一貫教育における「いぶ好き『ふるさと学』」^{*7}を中心とした授業を通して、郷土の素材を活用しながら郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の充実を努めます。また、我が国や郷土の地理・歴史・伝統・文化についての理解を深めさせるための人材活用を推進します。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより一層連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。
- 郷土の自然環境や産業、歴史などについての研修を実施し、「いぶ好き『ふるさと学』」の充実を図ります。
- 関係機関と連携を図りながら「いぶすきジュニア検定」^{*53}や「いぶすき検定」^{*54}などについて、児童生徒の受検や教職員研修での活用を推奨します。
- 時遊館COCCOはしむれを活用した児童生徒の学習機会の充実を教育課程に反映させるとともに、時遊館COCCOはしむれで開催される企画展等の観覧促進を図ります。

II-⑥ 教育の情報化の推進

【1 現状と課題】

- これからの情報化社会を見据え、GIGAスクール構想^{*16}により小中学校に整備した児童生徒1人1台のタブレット端末を活用し、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでいます。
- インターネット社会における人権侵害等の問題への対応やネット依存、情報モラルや外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪の被害から身を守ることについて、早期から小中学校及び各家庭において体系的な指導を充実させる必要があります。
- ICT^{*15}環境の整備については、GIGAスクール構想^{*16}に基づき計画的に実施していますが、引き続き、ICT機器等の整備・更新や教材ソフトの導入検討を行う必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒が、学校及び各家庭において、コンピュータ等に十分触れ、情報活用能力の育成が図られるよう、小中学校に整備した1人1台のタブレット端末や、デジタル教科書などの多様な学習活動に対応したICT^{*15}環境の整備・充実を図るとともに、授業等でICTを十分に活用した取組を推進します。
- 児童生徒の発達段階に応じたICTの効果的な活用及び情報モラル教育^{*17}を充実します。
- プログラミング的思考^{*55}や情報技術を活用した問題解決力の育成が図られるよう、プログラミング教育を推進します。

【3 主な取組】

- 児童生徒がコンピュータ等に触れる機会の拡充を図るとともに、教員の各種研修会を通して、デジタル教科書等のICTを活用した授業のできる教員の育成を図ります。
- 教員が、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた、ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業づくりやオンライン授業を推進します。
- 教育の各種研修会等を通して、情報モラル教育の充実に努めるとともに、児童生徒や保護者への指導・啓発を推進します。
- 学校ホームページ等の活用を推進し、地域や家庭へ情報発信する、開かれた学校づくりに努めます。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリング^{*39}の設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。
- ICT環境の整備については、GIGAスクール構想に基づき整備されたタブレット端末の計画的な更新や、大型提示装置^{*64}や書画カメラ^{*65}、Webカメラ^{*66}、教材ソフトなどの計画的な整備に努めます。

II-⑦ 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 環境教育

【1 現状と課題】

- 今日の環境問題は、不法投棄、悪臭、水質汚濁などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模における環境問題まで多様化・複雑化しています。
これらの環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組み、持続可能な社会づくりを担っていく人材を育成するため、環境教育を更に充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 自然財産をフィールドとして、地域や学校と連携した環境学習プログラムを構築し、地域の文化や自然の大切さなどの意識の高揚を図ります。また、学校版環境ISO^{※56}の充実を図ります。
- 学校においては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習の時間の中で、環境についての理解を深める学習を行うとともに、資源の有効活用や環境保全のための活動を推進します。

【3 主な取組】

- 各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習、リサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
- 各学校において、外部人材を招いた環境教育を推進します。

(イ) 福祉教育・ボランティア活動**【1 現状と課題】**

- 各学校では、総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。
- 児童生徒が乳幼児、高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに触れたり、生活上の困難さを体験したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえて、「福祉の心」を育てる教育の充実を図ります。
- 関係機関との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実を努めます。

【3 主な取組】

- 総合的な学習の時間や「特別の教科 道徳」等において、児童生徒の発達段階に応じ、交流活動やアイマスク・点字・車椅子体験等を通して、乳幼児、高齢者、障害者に対する思いやりの心などの醸成に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉やボランティアに関する体験活動の充実を図ります。

(ウ) 国際理解教育

【1 現状と課題】

- グローバル化^{*32}の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与し、異文化を理解しようとする態度、コミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは大変重要です。
- 各学校では、ALT^{*18}やAEA^{*19}とのチーム・ティーチング（協力授業）による授業などを通して実践的なコミュニケーション能力を高めるための取組を行っています。今後も国の動向を踏まえながら、更に充実することが必要です。
- 学習活動の中では、体験活動や交流活動に加え、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- これからの国際社会において自ら思考し、判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚を持った児童生徒の育成に努めます。
- グローバル化に対応した新しい英語教育について、国の動向を踏まえた計画的な取組を推進します。
- 小中一貫教育推進による小学校1年生から中学校3年生まで9年間を通した英語教育や「いぶ好き『ふるさと学』^{*7}の充実により国際理解教育を推進します。

【3 主な取組】

- 国際理解教育について、実践的な授業づくりに役立つ情報を提供し、我が国と外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習内容や学習指導法の充実に努めます。
- 各学校において、ALTやAEAを活用した効果的な学習指導法の充実に図りながら、外国の言語・文化に対する理解を深める取組を推進するなど、国際理解教育の充実に努めます。
- 小中一貫教育推進による9年間を通した小中学校における英語教育の充実に図ります。
- 各学校において、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図ります。
- 総合的な学習の時間等において、国際理解教育の全体計画の一層の充実に図ります。
- 指宿商業高等学校においては、商業科目に導入している中国語・韓国語教育の充実に図るとともに、姉妹盟約を結んでいる韓国永化観光経営高等学校との相互交流を通して、国際親善・国際理解の進展に努めます。

(工) 消費者教育・金融教育**【1 現状と課題】**

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化^{※32}、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。

このような中で、児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において、自ら考え判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図ります。
- 消費者トラブルの防止など、児童生徒の発達の段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 成年年齢の引き下げに対応した契約の重要性や、消費者保護に関する指導の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した架空請求など、多様化する問題に対応する能力を育成します。

【3 主な取組】

- 特別活動、社会科、家庭科等において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任を持って意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教員の指導力向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図ります。また、外部人材の活用、消費生活センター等の関係機関との連携を推進します。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。
- 指宿商業高等学校においては、商業に関する専門教育の中で、経済活動の仕組みや望ましい消費活動のあり方について学習を深めるとともに、株式会社指商^{※6}の活動や指商イベントの開催等を通して、責任ある行動がとれるよう資質の向上に努めます。

(才) 主権者教育^{※20}

【1 現状と課題】

- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げをうけ、満18歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察して表現する力の大切さに気付かせるとともに、副教材を活用した学習をしています。
- 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の^{かんよう}涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせます。
- 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、関係機関と連携して、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- 児童生徒が主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう発達の段階に応じた指導計画の作成や教員の指導力の向上に努めます。

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

Ⅲ-① 開かれた学校づくり

【1 現状と課題】

- 学校の活性化を図り、いじめや不登校、学力向上等の教育課題に対応していくためには、地域と一体となった学校運営が必要です。
- 信頼される学校を目指して、各学校においては自校の教育課題を解決し、教育目標の具現化に努めなければなりません。
そのためには、PDCAサイクル^{*57}に沿った教育課程の運用が不可欠であり、各学校では教職員による学校の自己評価及び保護者や学校運営協議会^{*21}等による学校関係者評価の実施・公表等がなされています。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、すべての学校で取り組み、毎年多くの地域住民が参加しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校・家庭・地域の緊密な連携を推進します。
- 地域の中の学校づくりを推進するために、学校運営協議会と地域学校協働活動^{*5}の連携を図ります。

【3 主な取組】

- 各学校における評価結果の公表など、積極的な情報公開やその結果に基づく各教科等の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 授業の中に学校応援団^{*23}を積極的に取り入れ、授業支援を活性化します。
- 土曜授業や地域が育む「かごしまの教育」県民週間における学校自由参観等において、保護者や地域住民に対して授業を公開する機会を設け、学校の取組の状況等を知らせるとともに、地域の人材を活用できるようにします。
- 学校運営協議会と地域学校協働活動を充実させ、コミュニティ・スクール^{*58}として保護者・地域住民が学校運営に積極的に参画できるようにすることで、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組めます。

Ⅲ-② 学校運営の充実

【1 現状と課題】

- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない。そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンの下、指導力を発揮しなければなりません。
- 学校における課題が複雑化・多様化する中、学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、そのことが教職員の長時間勤務という形で表れています。
- 学校と地域住民が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るために、管理職研修会の内容や運営を充実します。
- 質の高い教育を持続発展させるために、学校における業務改善を推進します。
- 保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映させるための体制を充実させ、学校運営の工夫・改善に努めます。

【3 主な取組】

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 「学校における業務改善方針」を踏まえ、学校事務の効率化を推進します。
- 学校評価や学校関係者評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 学校運営協議会^{※21}を通じて、保護者や地域住民の学校運営への参画を促す取組を推進します。

Ⅲ－③ 市立高等学校の活性化

【1 現状と課題】

- 指宿商業高等学校では、特色ある教育活動の継承と刷新した取組、基礎学力の定着と専門性の育成、上級資格取得、部活動の活性化等により、魅力ある高校づくりを行い、募集定員の確保と学校全体の活性化を図っていく必要があります。
- 学校教育の充実のため、教員の指導力の向上、地域との連携を推進する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 特色ある教育課程（シラバス^{※59}）の編成と実施に努め、地域に信頼され、魅力ある学校づくりを推進します。
- 進学や就職に向けて、基礎学力の向上と専門性の育成に努めるとともに、上級資格の取得や大学等進学対策の充実に努めます。
- 地域企業と連携したビジネス教育の充実に努めます。
- 部活動のより一層の活性化を図ります。
- 教職員の資質向上を推進し、学校の活性化を図ります。

【3 主な取組】

- 流通ビジネスを実践するために、「指商デパート」や販売実習等の体験活動の充実に努めます。
- 「株式会社指商」^{※6}と地元企業等とが連携した実学によるビジネス活動、中国語・韓国語の履修及び知的財産教育を推進します。
- JR九州との連携による「ICP活動（指宿茶いっぺプロジェクト）」^{※60}を通して、おもてなしの心の醸成に努めます。
- 部活動のための環境整備を図るとともに、「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用して、部活動のより一層の活性化を図ります。
- 教員の指導力向上を図るとともに、生徒の能動的な学び（アクティブ・ラーニング）^{※61}を中心とした「わかる授業」の実践に努めます。
- 社会や経済の変化を見据え、地域創生や観光、AIに対応するための知識技術を学ぶための学科改編を推進します。

Ⅲ-④ 教職員の資質向上

【1 現状と課題】

- 児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等を育成し、学びに向かう力や人間性等を涵養^{かんよう}する教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教員のより一層の資質向上が求められています。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質能力の向上を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 「かごしま教員育成指標」の理解促進を図るとともに、教員の研修内容の充実、精選、効率化を図り、資質の向上に努めます。
- 「信頼される学校づくりのための委員会」^{*62}の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感^{*31}の高揚を図ります。

【3 主な取組】

- 学校内外における研修を組織的・計画的に実施するとともに、研修内容の充実を図り、教員の意欲を高め、資質の向上に努めます。特に、授業や事例を通じた研究を推進し、指導力の向上を目指します。
- 関係機関との連携による体験的研修を推進し、教員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養^{かんよう}に努めます。
- 管理職研修や夏季休業中のITP^{*63}セミナー・教育講演会等の研修内容や運営の充実を図ります。
- 信頼される学校づくりを推進するために、サービス指導の徹底を図ります。

Ⅲ-⑤ 安全・安心な学校づくり

【1 現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 本市の市立学校施設の建物構造体の耐震化は完了していますが、避難所となっている体育館の天井材やバスケットゴールなどの非構造部材^{*22}の耐震化を引き続き図っていく必要があります。
- 建設後、40年以上経過（昭和55年以前に建設）した学校施設が全施設の約7割超を占めており、建物の壁にひび割れが生じ雨漏りが発生しているため、老朽化対策が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 老朽化が進行した建物については、令和2年度策定の「指宿市学校施設長寿命化計画」を基に、計画的・効率的な整備修繕を図ります。
- 地震時に落下のおそれのある天井材やバスケットゴールなどの非構造部材の耐震化対策について、災害時に避難所となる体育館を優先的に実施し、校舎についてもできるだけ早い時期の耐震化に努めます。

【3 主な取組】

- 老朽化した学校施設については、計画的な施設修繕を行うとともに、大規模改造を実施するなど施設整備に努めます。

Ⅲ－⑥ 学校規模の適正化と教育環境の整備・充実

【1 現状と課題】

- 本市の小中学校の児童生徒数は減少の一途をたどっており、学校規模の適正化や学校教育・学校施設の充実に真摯に取り組む時期にあります。
- 温暖化の影響で全国的に熱中症等が多く発生していることから、エアコンの設置については普通教室の設置と同様、特別教室への設置が求められています。
- 近年、家庭では洋式トイレが普及する中、学校トイレは、洋式化率が低い状況にあります。
- 各学校の放送機器や電話機器、牛乳保冷庫などの設備・備品において、経年劣化による故障が多く発生してきており、老朽化した設備・備品の更新が課題となっています。
- 教材等の備品については、国の補助事業を活用するなど、効率的な整備充実を図るとともに、老朽化している備品の年次的な更新を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- これまで策定した「指宿市望ましい学校環境整備計画」や「指宿市望ましい学校づくり基本方針」を基に、今後の学校づくりについて協議を進めていきます。
- 社会状況の変化に対応し、快適な教育環境を確保するため、学校設備の整備充実に努めます。

【3 主な取組】

- 学校規模の適正化の推進に努めます。
- 老朽化した設備の更新や特別教室へのエアコン設置について、設備の状況や国の動向を注視しながら整備等に努めます。
- 学校トイレの計画的な洋式化を図ります。
- 教材等の備品については、授業等で新たに必要となる教育備品や学校運営上必要な管理備品を充実させるとともに、老朽化した備品の適正な更新に努めます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

IV-① 地域ぐるみでの子どもの育成

【1 現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねながら豊かな人間性や社会性などが育まれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 地域の教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成することが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、地域・家庭・学校が一体となった青少年の健全育成を推進し、様々な体験活動等を通して、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成します。
- 子どもたちが郷土に愛情と誇りを持ち、心豊かに育つよう、地域・家庭・学校が連携を深めながら、地域の教育力を発揮し、青少年の健全育成に努めます。

【3 主な取組】

- 「青少年育成の日^{※24}（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、地域・家庭・学校が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 市子ども会育成連絡協議会や市ジュニア・リーダークラブの支援に努め、指宿の将来を担う若者を育成します。
- 学校や社会生活において、善行または他の模範となるような青少年等を表彰することにより、心身ともに健全な青少年を育成します。
- 校区公民館単位での地域行事や共同生活及び体験活動等を通して、地域の有志指導者の育成を図り、地域ぐるみによる青少年育成を図ります。
- 放課後に子どもたちの安全・安心な居場所の提供と学校活動では体験できないような活動を地域の方々の協力を得て行うことにより、地域の教育力向上や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進する「放課後子ども教室」^{※25}を実施します。

Ⅳ-② 地域を支える次世代の人づくり

【1 現状と課題】

- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域の連携及び協力を強化し、地域全体の教育力の向上に取り組む必要があります。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間には、多くの地域住民が参加しており、学校、保護者及び地域の交流を通して相互の支援体制や協力関係の構築に役立っています。
- 本市の小中学校では、全校で地域住民による学校支援活動として、学校応援団^{*23}に取り組んでおり、「地域の中の学校づくり」が進められ学校支援ボランティアの一層の活用が必要となります。
- 今後は学校支援活動を基盤とし、地域内のより多くの地域住民や団体等が連携・協働し、子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」^{*5}として、多様な活動を展開していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員の地域活動等への積極的な参加を促すことで、学校に対し支援を受けやすくする環境づくりに努めます。
- 次代を担う子どもたちの成長に向け、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」を推進します。
- 多くの地域住民や多様な団体等の理解と参画を得て、市全域で「地域学校協働活動」の取組がなされるように、広報・啓発に努めます。
- 学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校を支援することで、教職員が子どもと向き合う時間の拡充が図られるよう努めます。
- 地域住民が学校を支援することで、自らの知識や経験を生かす場が広がり、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上が図られるよう努めます。

【3 主な取組】

- 地域学校協働活動を推進するため、地域人材のボランティア登録を行い、人材リストの整備に努めます。
- 学校と地域の企業等との連携を深め、職場体験学習の実施や学校の環境整備、施設の点検など、学校支援活動を推進します。
- 地域コーディネーター^{*67}による学校と地域ボランティアとの円滑な連携調整を進め、学校を支援するための活動を企画するなど、学校の求めに応じて学校支援活動の推進に努めます。
- 学校運営協議会^{*21}と地域学校協働活動の一体的な推進を図り、教職員が更に学校応援団を活用しやすい体制づくりに努めます。
- 優れた知識や経験、技術等を持った地域住民が学校教育活動に参画したり、子どもたちが放課後や休日等に学習活動や体験活動等に参加したりする取組を推進します。

Ⅳ-③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【1 現状と課題】

- 青少年の問題行動や非行を未然に防ぎ、健全な青少年を育成するために、補導活動をはじめ、相談体制の充実、健全育成運動の推進、広報・啓発活動の強化を図るとともに、地域・家庭・学校及び関係機関が、子育てのための価値を共有し、一体となって施策を展開することが重要です。
- 本市においても通学路等で、不審者による声かけ事案が多く発生しています。児童生徒が安心して生活できるよう、児童生徒安全推進会議を中心として、地域・家庭・学校の連携を深め、安全管理に関する取組を一層充実させていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、学校間や家庭、地域と連携して安全教育や防災教育の充実を図ります。そのための方策として、学校安全計画や危機管理マニュアルを有効に活用した教育活動を推進します。
- 家庭や地域の関係機関・団体等と連携して、子どもの安全を見守る体制を整備し、学校教育活動全体を通じた計画的かつ組織的な交通安全教育や防犯教育を推進します。
- 警察や地域パトロール(青パト)、スクールガード^{※35}、学校応援団^{※23}、PTAなど、関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、安全・安心な環境づくりに努めます。
- 青少年の問題行動や非行を未然に防ぎ、健全な青少年を育成するために、補導活動をはじめ、相談体制の充実、健全育成運動の推進、広報・啓発活動の強化及び環境浄化活動を推進します。

【3 主な取組】

- 児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、学校間や家庭、地域と連携して安全教育や防災教育の充実を図ります。(防犯教室、避難訓練、KYT^{※68}等の計画的実施)
- 学校安全計画や危機管理マニュアルを有効に活用した教育活動を推進します。
- 不審者情報などをすぐに各関係機関に連絡して、児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件や事故、自然災害からの安全確保を図ります。
- 通学路安全推進会議(スクールゾーン委員会)の設置・充実を図るとともに、学校と地域との連携・協力により、地域全体が青少年の安全を見守ることができる体制づくりに努めます。
- 少年育成センター補導委員^{※69}等による街頭補導、校区内補導活動及び地域パトロール活動を充実させることにより、青少年の問題行動や非行を未然に防ぐとともに、健全かつ安全な青少年の育成に努めます。
- 有害図書等の調査及び青少年のたまり場や危険箇所・廃墟地等について現地調査を行うなど、環境浄化に努めます。
- 「不審者警戒中」等ののぼり旗を設置し、地域住民への啓発を進めます。

Ⅳ-④ 家庭の教育力の向上

【1 現状と課題】

- 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族の触れ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭の教育力の低下が指摘されていることから、地域ぐるみで家庭教育の支援に関する取組を更に充実させていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備に努めます。
- 家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供に努めます。
- 学校・地域・関係機関と連携し、家庭教育支援を推進します。

【3 主な取組】

- 「毎月23日は、家族団らんの日^{※70}」の取組が地域全体で推進がなされるように、広報・啓発に努めます。
- 家庭教育に関するニーズを適切に把握するとともに、研修会の内容を工夫・充実を図りながら、子育てサポーターの養成や家庭教育支援員の資質向上に努めます。
- 家庭教育支援員や子育てサポーターを活用し、子育てサロンの運営や相談体制の整備など家庭教育に関する取組が地域全体で推進されるよう努めます。
- 発達段階ごとの家庭教育を学習する機会である家庭教育学級を設け、保護者の自己教育力の向上が図られるよう努めます。
- 地域の多様な人材や世代と連携・協働し、「地域学校協働活動」^{※5}を通じた家庭教育支援活動を推進します。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体等と連携し、それぞれの分野の有する特徴や専門性を生かして、家庭教育への支援の充実を図ります。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

V-① 生涯学習環境の充実

【1 現状と課題】

- 情報技術の高度化や少子高齢化の進行など、社会環境が急激に変化している中、市民が自己の能力を高め、生きがいを持ち、豊かで充実した人生を送るためには、「いつでも・どこでも・だれでも」楽しく自由に学ぶことができる生涯学習社会の構築を目指す必要があります。
- 生涯学習の拠点として一層の活用が求められる社会教育施設は老朽化が進み、また、通信環境や情報機器の整備が不十分なため、これらの施設の整備・充実を図ることが必要です。
- 子ども会育成連絡協議会やPTA連合会、青年団、地域女性団体連絡協議会などの社会教育団体に対して効果的な指導助言や支援を行い、組織機能強化を図ることが必要です。
- 障害者が、学校卒業後を含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民一人一人が、生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、市民と行政が一体となり、生涯学習推進の体制づくりや地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を目指し、その支援に努めます。
- 生涯学習に関する情報をデータベース化し、市民が必要な生涯学習の情報の提供に努めます。
- 社会教育施設の充実を図ります。
- 社会教育団体の組織機能強化を図ります。

【3 主な取組】

- 市民の学びを推進し、「いつでも・どこでも・だれでも」学べる環境づくりに努めます。
- それぞれの地域の「ふるさとのよさ」を生かした講座や、地域活動に取り組むリーダーを育成する講座を開設し、地域づくりの中核を担う人材を育成します。
- 関係機関や民間団体等と連携しながら、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く市民に提供します。
- 必要に応じた社会教育施設の補修や学習環境の整備等を行い、利用しやすい施設の環境づくりに努めます。
- 子ども会育成連絡協議会やPTA連合会、青年団、地域女性団体連絡協議会などの社会教育団体で市民が主体的に学び・企画し・実践するよう、効果的な指導助言や支援を行います。

V-② 生涯スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 市民の誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりを進めていく必要があります。
- 体育施設を市民が安全・安心に利用できるように整備するとともに、利用しやすい管理運営に努める必要があります。
- 公共施設等の総合的な管理による老朽化への対策を推進するために、体育施設においても総合管理計画を作成する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ環境の整備・充実に努めます。
- 各競技団体、スポーツクラブ等を育成し、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ人口の増加に努めます。

【3 主な取組】

- 市民一人一人が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめるような機会の提供により、「市民一人1スポーツ」の実践を図り、「健幸のまちづくり」の推進に努めます。
- 市民体育祭や各種大会・イベントを通じて、「する」、「みる」、「ささえる」など、市民の参画できるスポーツを通じた地域づくりに取り組みます。
- 市民が安全・安心に利用できるよう指定管理者と連携し、既存の体育施設の維持管理に努め、利用促進を図るとともに、スポーツ合宿が可能な施設の総合的な整備を推進します。
- スポーツ・レクリエーション活動の多様化・高度化するニーズに対応できる指導者を育成するため、研修会等を開催し、その資質向上に努めます。
- 市民が継続的に、様々なスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、市民主体で運営する総合型地域スポーツクラブ等を支援します。
- 市民にとって身近な小中学校の体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用します。

V-③ 競技スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックや特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」を見据えて、競技団体、選手及び指導者を育成・支援することにより競技力の向上を図ることが課題となっています。
- 本市出身のスポーツ選手が、県大会や全国大会等各種大会で活躍することは、市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。

【2 これからの施策の方向性】

- 市体育協会や各種競技団体等と連携を図りながら、市民のスポーツ競技力向上に関する意識の高揚に努めます。
- 指導体制の充実及び選手の育成・強化を推進します。
- 体育施設の整備促進に努めます。

【3 主な取組】

- 2023年に開催される特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に向けて、本市から多くの選手が出場することを目指し、競技力の向上を図ります。また、開催地の強みである本番会場での強化練習会を支援します。
- 「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用し、全国大会等に出場する選手や著名な指導者等を招へいした講習会・スポーツ教室への助成など支援を行います。
- 市体育協会や競技団体の主体的な活動を支援します。
- ジュニア選手の育成・強化を図るため、スポーツ少年団の主体的な活動を支援します。
- 既存体育施設の計画的な整備に努めるとともに、いぶすきフットボールパークや市営野球場をはじめとしたスポーツ合宿が可能な施設の総合的整備を推進し、競技力向上及びスポーツによる交流人口の増につなげます。
- スポーツ活動で優秀な成績をあげた選手又は団体を「指宿市社会体育功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程」に基づき表彰することで、その努力をたたえ、一層の奮起を促します。

V-④ 文化芸術活動の促進

【1 現状と課題】

- 市民の豊かな感性の涵養^{かんよう}のために、文化芸術活動の振興を図る必要があります。
- 急速に進む高齢化によって、今後、文化祭などを運営する人材が不足してくることが予想されます。これは、将来的に市民の文化芸術活動の場を確保する上での大きな課題となってきます。
- 本市の将来的な文化振興を担う児童生徒を中心とした文化芸術の技量の習得や向上の機会を創設する必要があります。
- 指宿市民会館などの文化施設は、文化芸術活動促進のために欠かせない施設です。今後、施設の更なる活用の促進や、老朽化した施設の整備を進める必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 指宿市文化協会と連携し、市民の文化芸術活動を支援し、文化振興を図ります。
- 文化芸術活動の活性化は、地域コミュニティ^{※71}の活性化をもたらし、楽しみながら人生を送るための環境づくりに寄与します。市民全体がこのような環境を享受するために、多くの人々の力を結集できるような体制づくりを図ります。
- 将来にわたる継続的な文化芸術活動の促進を実現するために、人材発掘とその育成を図ります。
- 本市の小学校、中学校、高等学校の文化部及び文化活動に取り組んでいる児童生徒の意欲や興味を醸成する環境づくりを図ります。
- 文化芸術活動の拠点となる文化施設を整備し、市民がいつでも快適に活用できる環境づくりを図ります。

【3 主な取組】

- 文化芸術活動に関わるすべての市民が、発表・鑑賞のできる機会を設けます。
- 指宿市文化協会と連携しながら文化祭やいぶすきシルバー美術展^{※71}などを開催し、市民の文化芸術の振興と創作活動の場の充実を図るとともに、指宿市文化協会の育成に努めます。
- 将来の担い手を育成するために、若い世代が文化芸術活動に親しめる環境を整え、様々な文化的行事に対して積極的に参加できるように周知・広報に努めていきます。
- 「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用し、児童生徒の文化芸術に関する技量の習得や向上の機会を確実に得られるための支援に努めます。
- 市民による文化施設の積極的な利活用の検討を進めます。
- 指宿市民会館を整備し、ふれあいプラザなのはな館と一体的、複合的な活用を図り、新たな文化芸術活動の拠点となるよう努めます。

V-⑤ 地域文化の継承・発展**【1 現状と課題】**

- 本市は、県内でも特に多くの郷土芸能や伝統行事が継承されている地域の一つです。市内には、地域が守り伝えてきた郷土芸能や伝統行事を活用して、世代間交流やコミュニティの活性化を行っている地域が数多くあります。一方では、地域社会の変化によって郷土芸能や伝統行事の継承が困難になっている状況も出てきています。
- 本市は、市郷土芸能保存会と協力して郷土芸能の継承活動を支援していますが、地域においては少子高齢化等の社会変化に伴う後継者不足が課題となっています。
- 伝統行事は、多くの場合は地域の子ども会が主体となり守り伝えていますが、近年、少子化に伴いこれらの伝統行事の開催が難しくなっている地域もあり、今後の継承対策に取り組む必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 本市の郷土芸能や伝統行事の多様なあり方は、この地域の豊かな歴史的背景を示しています。このような地域性について市民に理解を促すことが、郷土芸能や伝統行事の継承・発展にとって必要不可欠となっています。特に、郷土芸能については、一度継承が途絶えると復活させることが極めて困難であることから、保存・継承のための方策を図ります。
- 郷土芸能や伝統行事は、地域の活性化と郷土に対する愛着の醸成に大きな役割を持つことから、市民に広く周知するよう努めます。

【3 主な取組】

- 各地域で継承されてきた郷土芸能と伝統行事の保存継承活動に市民がやりがいを持って参加できるように、市郷土芸能保存会と連携して発表や研修の機会を設け、人材育成につなげるよう努めます。
- 各地域の郷土芸能と伝統行事の継承のために、「指宿まるごと博物館」※¹推進事業で制作した記録映像等の利活用に努めます。
- 様々な文化的行事等の機会に、郷土芸能や伝統行事は地域の貴重な財産であり、その継承が現代に生きる私たちの責務であることを広く周知していきます。

V-⑥ 文化財の保存・活用

【1 現状と課題】

- 本市には、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所、県指定文化財山川薬園跡及びリュウガンをはじめとする貴重な遺跡や文化財が数多く残されています。このような文化財は、国・県・市、そして地域の歴史を示すものであり、郷土への誇りを醸成するものとして欠かせない存在です。市内では「指宿まるごと博物館^{*1}構想」に基づき、子ども会や高齢者学級等の「まちあるき」活動や、小中一貫教育における「いぶ好き『ふるさと学』^{*7}」など、主体的な文化財の活用が進められています。しかしながら、少子高齢化等の社会変化に伴い、文化財の保存体制の継続が大きな課題となっています。
- 本市では、指宿市文化財保護審議会に諮って、保存すべき文化財について調査研究を行い、その中から新たに文化財を指定しています。今後、未指定の文化財に関する情報を更に収集し、調査研究を実施する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 「指宿まるごと博物館構想」に基づき、市民共有の財産である文化財の適切な保存に努め、より多くの市民が歴史と文化に親しみ、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう、郷土教育への活用を図ります。
- 今後の社会の変化に対応した、新たな文化財保護体制の構築をめざします。
- 市民の協力を得ながら、市内全域に残る様々な未指定の文化財の掘り起こしを図ります。

【3 主な取組】

- 市民の文化財愛護精神の醸成を図るために、時遊館COCCOはしむれでの「いぶ好き『ふるさと学』講座^{*30}」をはじめ、各種イベント、体験学習、企画展等の開催に努めます。
- 国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所等の指定文化財については、保存活用計画の立案に向けての準備を進めます。
- 文化財補修等の補助金の活用を促進し、各地域に所在する文化財の保存と活用に努め、市民や観光客が文化財をよりよく活用できるようにするために、説明看板や矢印案内等の設置・充実を図ります。
- 地域の文化財に関する市民の理解を深めることで、地域をあげて文化財の保護活用を進めるための持続可能な体制づくりに取り組みます。
- 時遊館COCCOはしむれにおいては、各自治会長などの協力を得て市内の文化財等についての調査研究に取り組みます。また、埋蔵文化財の保護のために発掘調査を実施します。その成果は、企画展等様々な形で発信し、インターネット等も活用し周知を図ります。

第5章 施策の計画的推進のために

1 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校・家庭・地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、本計画においては、家庭・地域に加え、企業やNPO法人等についても人材育成や地域貢献の視点からの連携・協働が重要であることから、第4章の「本市教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働」を掲げています。

これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

2 関係機関・関係団体等との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課程に対応するためには、市長部局、大学、特別支援学校、NPO法人等、その他の関係機関との連携・協力が必要です。市長部局とは、食育の推進、特別支援教育^{*11}、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協力を図るとともに、大学や特別支援学校とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用し、積極的な連携を図ります。

3 県・国との連携・協力

教育基本法第16条第1項において、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない旨規定されています。

教育における国の役割については、同条第2項において、「全国的な教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定され、また、同条第3項において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」と規定されています。

これまでも、県・国と連携・協力を行いながら、教育行政に取り組んできたところですが、今後もより一層の連携・協力を図ります。

4 計画の進行管理

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

このため、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂します。

用語解説

【※1 指宿まるごと博物館】

指宿市全体を博物館ととらえ、市内にある文化財や自然、産業、各種施設、郷土芸能、伝統行事、イベント等の「指宿の宝」すべてを貴重な博物館の展示品として位置付け、それを守り、継承し、活用しながらまちづくりや人づくりに生かしていく考え方。

【※2 スクールカウンセラー】

臨床心理士など、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識や経験を有し、児童生徒や保護者などの心のケアや支援を行う。

【※3 適応指導教室】

不登校の児童生徒に対し、学校復帰のための指導・援助を行うため、教育委員会が学校以外の場所に設置する教室。

【※4 いぶすきの授業ポイント10】

教員が、より効果的な授業を行うための観点をまとめたもの。

【※5 地域学校協働活動】

より多くの地域住民や団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動のこと。

【※6 株式会社指商】

指宿商業高等学校の全校生徒が出資してつくった株式会社。事業内容は地元特産物の物品販売や地域活性化のためのイベント企画などを行う。

【※7 「いぶ好き『ふるさと学』】

指宿市の各地域に伝わる伝統や文化、自然等について学ぶ学習。

【※8 子ども司書】

本好きで、読書活動に意欲のある小中学生が、まわりの友だちや家族に読書の楽しさや大切さを広めていくもの。子どもの読書活動の推進役。

【※9 体カナビ】

児童生徒が自分自身の体力を把握するために作成する体力診断プログラム。

【※10 チャレンジかごしま】

県内の小中学校等の児童生徒の体力向上と運動習慣を育成するために、学級を単位として縄跳びや一輪車乗り等に挑戦するもの。

【※11 特別支援教育】

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

【※12 キャリア教育】

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育。

【※13 キャリア・パスポート】

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育^{※12}に係る諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科と関連させ、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された学習記録。

【※14 スタートカリキュラム】

小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した入学当初のカリキュラム。

【※15 ICT】

Information and Communication Technology の略。

通信技術を使って人とインターネット、人と人とが繋がる技術のこと。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる。

【※16 GIGAスクール構想】

GIGA は Global and Innovation Gateway for All の略。

児童生徒への1人1台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、児童生徒の多彩な資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT^{※15}環境を実現する計画。

【※17 情報モラル教育】

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせる教育。

【※18 ALT】

Assistant Language teacher の略。

教員と協力してティーム・ティーチング（協力授業）等を行う外国語指導助手。

【※19 AEA】

Assistant of English Activity の略。

小学校で教員と協力してティーム・ティーチング（協力授業）等を行う外国語活動支援員。

【※20 主権者教育】

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していく教育。

【※21 学校運営協議会】

学校運営に関して市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域の住民等が、その地域の学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し、一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運営に関して協議する機関。

【※22 非構造部材】

吊り天井や電灯器具、スピーカー、バスケットゴールなど地震発生時に落下のおそれがある部材。

【※23 学校応援団】

学校のニーズに応じて、学習や環境整備、安全確保等の支援活動を行う学校支援ボランティア。

【※24 青少年育成の日】

家庭・学校及び地域社会の三者が一体となって青少年の育成活動及び非行防止活動を盛り上げ、青少年関係施策の実行を期するための契機となるよう、昭和57年(1982年)5月から毎月第3土曜日を「青少年育成の日」と鹿児島県が定めた。

【※25 放課後子ども教室】

児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、全ての児童を対象として、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、学習や体験、交流活動などを行う事業。

【※26 家庭学習60・90運動】

家庭学習時間を、学年に応じ、少なくとも小学校では60分間、中学校では90分間を目安に確保し、学校で学んだことの復習など、基礎学力を定着させるための児童生徒の主体的な取組を促進する施策のこと。

【※27 早寝早起き朝ごはん】

日本PTA全国協議会と文部科学省等が中心になって「子どもたちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成18年度から始まった国民運動。

【※28 スクールソーシャルワーカー】

社会福祉士、精神保健福祉士など、福祉に関して高度の専門的知識や経験を有し、児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域の環境の改善に向けて、学校・家庭・地域と関係機関をつなぐ調整的な役割を行う者。

【※29 教育基本法第3条(生涯学習の理念)】

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【※30 「いぶ好き『ふるさと学』講座】

時遊館COCCOはしむれで開催され、市民の文化財愛護精神の醸成を図ることを目的とした講座。郷土の歴史や自然などを活用し、各分野の専門家を招き行う。

【※31 自己有用感】

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかという自分自身での認識。

【※32 グローバル化】

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

【※33 職業教育】

児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識・技能を習得させていく教育。

【※34 ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことの両者を無理なく実現できる状態のこと。

【※35 スクールガード】

あらかじめ学校に登録した地域住民の方が、子どもたちの登校・下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。

【※36 アセスメントツール】

個人の能力や特性、能力に関する情報を得るために、実務・実践とは異なる方法で測定するための手段・方法。

【※37 SNS】

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。
登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

【※38 「学校楽しいーと」】

子どもが学校適応感といじめに関する内容を自己評価で回答する質問紙。
子どもの回答した結果を分析することで、不登校やいじめ、問題行動の未然防止などを図っていくことができ、適切な支援を検討することができるようになる。

【※39 フィルタリング】

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

【※40 DV】

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。
配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

【※41 セクシュアルハラスメント】

性的な言動に起因して、相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむこと。

【※42 性的マイノリティ】

レズビアン（女性の同性愛者）やゲイ（男性の同性愛者）、トランスジェンダー（体と心の性に違和感がある人）、バイセクシャル（両性愛者）といった性的少数者を表した言葉。

【※43 部落差別】

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどした人権問題。

【※44 一坪図書館】

個人宅や自治公民館の一角に図書コーナーを設置し、図書の貸し出しを行う事業。山川地域で実施されている。

【※45 ヤングアダルトサービス】

ヤングアダルト（YA）とは、14歳から18歳までの利用者を指す図書館用語。中・高校生に対して、図書館を有効に利用してもらうことを目指している取組。

【※46 子ども読書の日】

子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める目的で制定した日（毎年4月23日）。

【※47 孤食】

一人で食事をする事。

【※48 共食】

家族等と一緒に食事をする事。

【※49 コミュニティスポーツクラブ】

住民の主体的な運営により個人の多様化するニーズに応え、全ての世代の人々が近隣の学校や公共施設等を活用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指して活動する団体。NPO法人いぶすきスポーツクラブが該当する。

【※50 かごしま学力向上支援Webシステム】

鹿児島県教育委員会が県内の小中学校を対象に、学力向上のために活用できる評価問題や参考資料等を、Web上で掲載して支援するシステム。

【※51 特別支援教育コーディネーター】

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者。

【※52 キャリアプランニング能力】

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

【※53 いぶすきジュニア検定】

指宿の自然・歴史・文化等をまとめた指宿まるごと博物館^{※1}ガイドブックを基に、市商工会議所が小学校5年生から中学校2年生を対象として実施している検定。

【※54 いぶすき検定】

いぶすきジュニア検定^{※53}の大人版

初級・中級・上級に分かれており、上級合格者は市内全域をガイドできる実力を有するとされる。

【※55 プログラミング的思考】

物事を正しく分類・分析（要素に分ける）する力や要素同士の組み合わせ（関係性）を考える力など、コンピュータやプログラミングの概念にもとづいた問題解決型の思考のこと。

【※56 学校版環境ISO】

省エネルギーやリサイクル、分別収集など環境に優しい学校づくりに関する行動目標を設定し、記録、点検、評価を行うことにより、児童生徒の環境保全、保護意識を高める取組。

【※57 PDCAサイクル】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善）の4つで構成され、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくする行動プロセスの枠組みの一つ。

【※58 コミュニティ・スクール】

学校運営協議会^{※21}を設置している学校のことで、指宿市立小中学校のすべてがコミュニティ・スクールとなっている。

【※59 シラバス】

取得単位数や年間の授業時間数、使用する教科書、学習の到達目標、各単元の大まかな内容が記されている各授業科目の詳細な授業計画。

【※60 ICP活動（指宿茶いっぺプロジェクト）】

指宿（Ibusuki）茶いっぺ（Cha いっぺ）プロジェクト（Project）の略。

指宿商業高等学校の生徒が、毎週金曜日に指宿駅で行う観光客へのお茶おもてなし活動。

【※61 アクティブ・ラーニング】

教員が講義形式で一方向的に教えるのではなく、児童生徒が自分から進んで、お互いに協力しながら学ぶ指導・学習方法の総称。

【※62 信頼される学校づくりのための委員会】

各学校における不祥事防止対策など学校が抱える様々な課題等について検討を行うための外部の第三者を含めた委員会。

【※63 I T P】

いぶすき (Ibusuki) たまたばこ (Tamatebako) プロジェクト (Project) の略。
市全体で共通理解を図り、共通実践を行う学力向上対策。

【※64 大型提示装置】

コンピュータと接続し、大きく映す提示機能を有するもの。
大型ディスプレイ (大型テレビ) やプロジェクタ、電子黒板等。

【※65 書画カメラ】

書類や立体物をそのまま画像でスクリーン等に映し出す装置。

【※66 Webカメラ】

インターネットを利用し映像を配信するために、パソコンやタブレットに接続して使用するカメラ。

【※67 地域コーディネーター】

学校のニーズや地域住民の思いを拾い集め、地域住民の参加を得ながら活動へと結びつける人。

【※68 K Y T】

危険 (Kiken) 予知 (Yochi) トレーニング (Training) の略。
活動中の危険や事故を事前に話し合い、危険要因を解決する訓練。

【※69 少年育成センター補導委員】

補導に従事し、少年非行防止に努め、少年の健全な育成を図るため、教育委員会が任命した委員。

【※70 家族団らんの日】

県の「毎月 23 日は子どもといっしょに読書の日」を受けて、「月に 1 日だけでも、メディアの視聴を控えて家族の会話や本を読みましよう」という趣旨で、平成 20 年度から指宿市が独自に始めた取組。

【※71 地域コミュニティ】

住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

【※72 いぶすきシルバー美術展】

平成 2 年度から開催している、60 歳以上の方を対象とした県下有数の絵画の公募展。